

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月26日

【会社名】 中央ビルト工業株式会社

【英訳名】 CHUO BUILD INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 西本 安秀

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

中央ビルト工業株式会社 関西支店
(大阪府大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号)

中央ビルト工業株式会社 中部支店
(愛知県名古屋市中区新栄2丁目1番9号)

中央ビルト工業株式会社 九州支店
(福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1515番地5)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長西本安秀は、当社の第62期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認した。

2 【特記事項】

特記すべき事項はない。